

49 秩父宮詔書奉読拝聴方に関する件通牒〔昭和十五年六月〕

雑文三四号
〔注記1〕
裁決
六月十二日
文書課長
〔有恩〕
送発
六月十四日
起案者
〔御内〕

昭和十五年六月十二日起案

庶務掛長 〔鈴木〕

事務官 後関

〔金丸〕

文書課長 〔宮崎〕

次官 〔赤池〕

大臣 〔松浦〕

秘書課長 〔田中〕

案ノ一 〔加筆〕
〔速達〕

年月日

次官

〔加筆〕
〔地方長官〕

直轄各部長

公立大学高等学校専門学校長

神仏道各教宗派管長

基督教重立者

本省関係各種団体代表者 〔教化団体関
係ヲ除ク〕

以上 宛

秩父宮殿下 詔書御奉読拝聴方ニ関スル件

〔下 札〕

来ル六月十九日開催ノ紀元二千六百年奉祝統後奉公祈誓大会ニ於テ 秩父宮殿下、紀元二千六百年紀元節ニ賜ハリタル 詔書御奉読アラセラ〔ル、処〕〔加筆〕特別ノ御思召ヲ以テ左記ノ通ラヂオ放送御差許有之タルニ付貴学〔所〕〔校々〕内へ本会ノ趣旨ヲ体シ恭敬ノ態度ヲ以テ右拝聴方可然御伝達相成度

記

御奉読ノ時刻 午前十一時三十七分ヨリ二分間程度

注意

1. 地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ「貴管下各学校（幼稚園ヲ含ム）ニ対シ」トスルコト

神仏道教宗派管長ハ「貴教（宗派）〔加筆〕関係ノ向へ」トスルコト

基督教重立者ハ「貴会（軍）関係ノ向」トスルコト

其ノ他ハ従前通

2. 大会ノ趣旨添付ノコト

案ノ二

年月日

文書課長

各局部課長

督学官室主事

教学局長官

秩父宮殿下 詔書御奉読拝聴方ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ直轄各部長、公立大学高等学校専門学校長

〔注記3〕

〔等〕^{〔加筆〕}ニ対シ別紙写ノ通通牒有之タルニ付右御了知ノ上貴部内へ
之方伝達方可然御取計相成度

注意 案ノ一写添付ノコト

〔注記4〕
紀元二千六百年
奉祝会 第七〇六号

昭和十五年六月十日

紀元二千六百年奉祝会長 公爵 近衛文麿 印

文部大臣 松浦鎮次郎殿

秩父宮殿下詔書御奉読拝聴方ニ関スル件

割印

来ル六月十九日開催ノ紀元二千六百年奉祝統後奉公祈誓大会ニ
於テ秩父宮殿下、紀元二千六百年紀元節ニ賜ハリタル詔書御奉
読アラセラレ之ガラヂオ放送ニ付特別ノ御思召ヲ以テ御差許ア
リタリ^{〔加筆〕}右御奉読ノ時刻ハ午前十一時三十七分ヨリ二分間
程度ニ有之一般^{〔加筆〕}〔付貴部内〕ノ拝聴方ニ付テハ国民精神総動員本
部ニ於テ手配アル筈ナルモ御関係ノ向ニ対シ本大会ノ趣旨ヲ体
シ恭敬ノ態度ヲ以テ右拝聴方可然御伝達相成度此段及御依頼候

〔注記4〕

〔秘〕

〔注記5〕

〔文部省ノ雑社144号ノ昭和15・6・12〕

〔下札1〕

〔首授〕

〔印種別〕 い一ノ聯繫ノ登録追加ノ件名 各地方等へ通牒 秩
父宮殿下詔書御奉読拝聴方ニ関スル件ノ番号ノ結了年月日 昭

一五 六一四ノ保存年限 ムキノ枚数

〔自大正12年11月至昭和21年5月〕
〔帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部
省^⑤ 3A.30-5.1045

〔注記1〕

〔至急〕

〔注記2〕

〔六月十二日記帳済〕

〔注記3〕

〔四四〕〔簿冊内件名番号〕